

公開の請求及び実施費用に関する国との比較表

公開の請求に要する手数料の額

	横須賀市	国
行政文書() 1 件につき	無料	300円

国は行政文書を行政機関の保有する情報の公開に関する施行令第13条第2項第2号において「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」と定義している。

公開の実施に要する費用又は手数料の額

公文書の種類	写しの作成の方法	横須賀市	国	
文書及び図画	閲覧	なし	100枚までごとにつき100円	
	乾式複写機による写しの作成	モノクロ単色刷りで日本工業規格A列3番までの用紙	1枚につき 10円	用紙 1 枚につき10円 (A 2 判については40円、 A 1 判については80円)
		多色刷りで日本工業規格A列4番までの用紙	1枚につき 50円	
		多色刷りで日本工業規格A列3番の用紙	1枚につき 80円	
業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額	なし		
マイクロフィルム	印刷物に出力したもの(モノクロ単色刷りで日本工業規格A列3番までの用紙に限る。)	1枚につき 10円	用紙 1 枚につき80円 (A 3 判については140円、 A 2 判については370円、 A 1 判については690円)	
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額	なし	
電磁的記録	録音テープに複写したもの	1巻(120分)につき 200円	1 巻につき430円	
	ビデオテープに複写したもの	1巻(120分)につき 300円	1 巻につき580円	
	フレキシブルディスクに複写したもの	1枚につき 100円	1 枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額	

備考 横須賀市は用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。